

議案第 33 号

利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

専 決 処 分 書

地方税法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町都市計画税条例の一部を改正する条例

利根町都市計画税条例（昭和52年利根町条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第6項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第16項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の利根町都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。